

## 金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 11 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IASPlus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [<凡例>](#) をご参照ください。

### < 今月のハイライト >

#### ◆ 金融商品

- [欧州銀行監督機構（EBA）が IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に係るモニタリング活動から得られた知見をまとめたレポートを公表](#)

欧州銀行監督機構（EBA）は、2018 年 12 月の最終報告書以降の IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に係るモニタリング活動から得られた知見をまとめ、レポートを公表しました。EBA は、本レポートを通して EU の金融機関が IFRS 第 9 号の実施と適用に当たって多大な努力を行った点を強調する一方で、IFRS 第 9 号に組み込まれた判断のレベルは幅広く、様々な実務が適用される可能性があることから、COVID-19 下でさらにその多様性が増している点に注意すべきと報告しています。たとえば、COVID-19 によりオーバーレイの使用が助長された結果 ECL 計上額が多様化していること、及びシナリオの基礎となる仮定が金融機関によって大きく異なっていることなどに言及されています。

#### ◆ サステナビリティ

- [IFRS 財団が新しい国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表](#)

IFRS 財団は、国際会計基準審議会（IASB）とは別に、投資者の情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的な国際基準を策定する新しい国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を創設し、ISSB が開発する基準が「IFRS サステナビリティ開示基準」とされることが発表されました。併せて、技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）によって提案された [「サステナビリティ関連の財務情報開示に関する一般的な要求事項のプロトタイプ」](#) 及び [「気候関連開示に関するプロトタイプ」](#) が公表されました。

### < 今月の記事一覧 >

カテゴリ	発信元 (※1)	記事のタイトル (※2)
金融商品	【EFRAG】	<a href="#">EFRAG は、IASB の IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の適用後レビューに関する情報要請に対するコメント・レター案を公表しました。</a>

	【EBA】	<a href="#">欧州銀行監督機構（EBA）は、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に係るモニタリング活動から得られた知見をまとめたレポートを公表しました。</a>
	【EBI】	<a href="#">欧州域内銀行の COVID-19 に関する財務諸表の開示をまとめたワーキング・ペーパーが公表されました。</a>
サステナビリティ	【DTT】	<a href="#">『Purpose-driven Business Reporting in Focus - IFRS 財団は、グローバルなサステナビリティ基準を設定するための新しい審議会を創設する』の日本語訳が掲載されました。</a>
	【IFRS Foundation】	<a href="#">IFRS 財団が新しい国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表しました。</a>
		<a href="#">IFRS 財団がサステナビリティ関連の財務情報開示に関する一般的な要求事項のプロトタイプを公表しました。</a>
	【G20】	<a href="#">G20 は IFRS 財団のサステナビリティ基準設定を支持しました。</a>
保険契約	【DTT】	<a href="#">保険ウェブキャスト『再保険契約に関する契約の境界線の評価』が掲載されました。</a>
	【EU】	<a href="#">EU は、IFRS 第 17 号「保険契約」（年次コホートの要求事項の免除を含む）を承認する委員会規則を公表しました。</a>
会議	【IASB】	<a href="#">2021 年 11 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>
		<a href="#">2021 年 10 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>
ワーク・プラン	【IASB】	<a href="#">IASB がワーク・プランを更新しました – 変更点の分析（2021 年 11 月の会議）</a>
		<a href="#">IASB がワーク・プランを更新しました – 変更点の分析（2021 年 10 月の会議）</a>

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

## < 記事本文 >

### ◆金融商品

（2021 年 11 月 9 日）

[【EFRAG】EFRAG は、IASB の IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の適用後レビューに関する情報要請に対するコメント・レター案を公表しました。](#)

EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）は、IASB が 9 月に公表した IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の適用後レビューの情報要請（Request For Information：RFI）に対し、コメント・レター案（全 38 ページ）を公表し、2022 年 1 月 14 日まで意見募集しています。

コメント・レター案では、欧州の優先順位が高い論点として、サステナビリティにリンクしている要素を有する金融商品の契約上のキャッシュ・フローの SPPI テスト、資本性金融商品の FVOCI のリサイクルの禁止等としています。なお、IASB の RFI に対するコメント期限は 2022 年 1 月 28 日です。

プレス・リリースは[こちら](#)（EFRAG のウェブサイト）

コメント・レター案は[こちら](#)（同上）

ASBJ による IASB のプレス・リリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

IASB の RFI の日本語訳は[こちら](#)（同上）

RFI のデロイトによる解説記事（『IFRS in Focus – IASB は、IFRS 第 9 号の分類および測定の要求事項の適用後のレビューに関する見解を求める』の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

(2021年11月25日)

[【EBA】欧州銀行監督機構（EBA）は、IFRS第9号「金融商品」の適用に係るモニタリング活動から得られた知見をまとめたレポートを公表しました。](#)

欧州銀行監督機構（EBA）は、2018年12月の最終報告書以降のEBAのIFRS第9号「金融商品」の適用に係るモニタリング活動から得られた知見をまとめ、レポートを公表しました。本レポートは、EUの金融機関がIFRS第9号の実施と適用に当たって多大な努力を行った点を強調する一方で、IFRS第9号に組み込まれた判断のレベルは幅広く、様々な実務が適用される可能性があることから、COVID-19下でさらにその多様性が増している点に注意すべきと報告しています。

レポートは、主に以下で構成されています。

■ Part1. イントロダクション

- 本レポートはIFRS第9号に関連したEBAのモニタリング活動に関するものであり、2018年12月に最終報告書を発表して以来の調査結果をまとめたものです。
- 2019年7月にEBAが公表した「IFRS第9号の成果に対するロードマップ」の通り、引き続きEUにおけるIFRS第9号の実施状況をモニタリングしているとされています。

■ Part2. 主要な発見事項と観察結果

- EUの金融機関がIFRS第9号の適用のために多大な努力を行った点を強調しつつも、IFRS第9号に組み込まれた判断のレベルは幅広い様々な実務が適用される可能性があり、監督当局による更なる精査を要するとされたうえで、主要な発見事項と観察結果が挙げられています。
- 特に重要と考えられるものは以下の通りです。
  - 集団の評価に当たり、個別のレベルでは特定されないであろう要因を適時に補足するためのSICRアプローチの使用は、依然として非常に限定的である。
  - COVID-19はIFRS第9号モデルの限界を超えさせてしまい、そのためにオーバーレイの使用を助長し、最終的なECL計上額が多様になっている。
  - 12ヶ月PD推計値と変数は、将来予測情報にポイント・イン・タイムの性質があることから、COVID-19下において全般的に上昇した（内部格付手法（internal ratings-based：IRB）のPDは比較的安定していた）。
  - COVID-19下における将来予測情報のECLへの影響度は上昇したが、ECLモデルに使用されるシナリオの基礎となる仮定について金融機関によって大きく異なった。いくつかは監督当局の更なる精査を要する。

■ Part3. 今後のステップ

- EBAは、本レポートから得られる知見をIASBによる適用後レビューへの対応に利用しつつ、すべての利害関係者やステークホルダーとの議論を続けていくとしています。

プレス・リリースは[こちら](#)（EBAのウェブサイト）

EBAレポートは[こちら](#)（同上）

(2021年11月29日)

[【EBI】欧州域内銀行のCOVID-19に関する財務諸表の開示をまとめたワーキング・ペーパーが公表されました。](#)

欧州銀行協会（European Banking Institute：EBI）は、欧州の銀行規制と監督に関して研究を進め、ワーキング・ペーパーを公表しています。ワーキング・ペーパー・シリーズの一環として、本ペーパーでは、欧州域内銀行の 2020 年度期末及び中間の COVID-19 に関する財務諸表の開示をまとめています。

本ペーパーの信用リスクの開示セクションでは、2020 年度期末財務諸表における ECL と信用リスクの感応度に関する開示が中間財務諸表に比べて増加する一方、感応度に最も影響する要因の開示が不十分である点等も分析されています。

EBI のワーキング・ペーパーの概要と本紙は[こちら](#)（SSRN のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆サステナビリティ

（2021 年 11 月 8 日）

[【DTT】『Purpose-driven Business Reporting in Focus - IFRS 財団は、グローバルなサステナビリティ基準を設定するための新しい審議会を創設する』の日本語訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全 9 ページ）は、デロイトが作成した記事の日本語訳であり、2021 年 11 月 3 日に IFRS 財団が発表した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設や、プロトタイプ公表、Technical Readiness Working Group（TRWG）の作業計画について解説しています。主に気候やその他のサステナビリティの問題に関する高品質の開示をグローバルの金融市場に提供する重要な進展として、以下の 3 つが解説されています。

- 投資家の情報ニーズに応える高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを開発する新しい国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設。
- 投資家に焦点を当てる主要なサステナビリティ開示組織を、新しい審議会に統合するというコミットメント。IFRS 財団は、気候変動開示基準委員会（CDSB—CDP の取組み）及び価値報告財団（VRF—統合報告フレームワークと SASB 基準の提供）の統合を 2022 年 6 月までに完了予定。
- ISSB の準備作業を行うために IFRS 財団の評議員会が組成した Technical Readiness Working Group（TRWG）が開発した気候及び全般的開示要求のプロトタイプ公表。

当ニュースレターの原文及び掲載記事の原文は[こちら](#)（デロイトのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 11 月 3 日）

[【IFRS Foundation】IFRS 財団が新しい国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表しました。](#)

IFRS 財団は、投資者の情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的な国際基準を策定する新しい国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表しました。

ISSB の概要は以下の通りです。

- ミッション：低炭素経済への移行において、資本を長期的かつ強じんなビジネスに振り向けることを支援するため、各国・地域の企業による一貫して比較可能な報告を促進するために、国際的な基準と開示要求を開発すること。

- 基準名：IFRS サステナビリティ開示基準（IFRS Sustainability Disclosure Standards）
- 構成：通常 14 名で構成し、アジア・オセアニア、ヨーロッパ、アメリカからそれぞれ 3 名、アフリカから 1 名、いずれかの地域から 4 名が選出予定。1 名の議長と少なくとも副議長を置く。両名は今後発表予定。
- 拠点：フランクフルトを主要拠点とし、各地域に地域拠点を設置。

また、以下の 2 つの事項も発表されました。

- 主要な投資者に焦点を当てているサステナビリティ開示の組織である気候変動開示基準委員会（CDSB）及び価値報告財団（VRF）が 2022 年 6 月までに ISSB に統合。
- 技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）から、「気候関連開示のプロトタイプ」と「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般的な要求事項」が公表。

IFRS 財団のプレスリリースは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

ASBJ による IFRS 財団のプレスリリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

当記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 11 月 3 日）

[【IFRS Foundation】IFRS 財団がサステナビリティ関連の財務情報開示に関する一般的な要求事項のプロトタイプを公表しました。](#)

IFRS 財団は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の一般的な表示基準に関して、技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）によって提案された「サステナビリティ関連の財務情報開示に関する一般的な要求事項のプロトタイプ」（全 30 ページ）を公表しました。

TRWG は、ISSB へ技術的な提言を行うことを目的として IFRS 財団によって設置された組織です。今回公表されたプロトタイプでは、投資家に対するサステナビリティ関連の財務情報開示に関する一般的な要求事項が示されており、このプロトタイプに基づき、ISSB は、サステナビリティ関連の財務報告基準に関する一般的な要求事項について検討を進め、公開草案を公表する予定です。

プロトタイプでは、具体的には、下記の項目が挙げられています。

- 開示の目的及び範囲
- 概念的な要素の適用
  - 開示情報の重要性
  - 報告対象企業の範囲及びサステナビリティ関連の財務報告と一般目的財務報告との結合性
- 開示に関する一般的特徴
  - ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標
  - 過去の情報との比較及び報告頻度
  - 報告手段
  - 関連する財務諸表の特定
  - 財務データ及び仮定の使用
  - 開示情報の適正表示
  - 見積りの不確実性の発生要因

- 誤謬
- 準拠性の記述

公表されたプロトタイプは[こちら](#)（IFRS 財団のウェブサイト）

当記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年11月3日）

[【IFRS Foundation】IFRS 財団が気候関連開示のプロトタイプを公表しました。](#)

IFRS 財団は、ISSB の最初のテーマ基準に関して、技術的準備ワーキンググループ（TRWG）によって提案された「気候関連開示に関するプロトタイプ」（全 39 ページ）及び当該プロトタイプの補足文書であり、気候関連の指標に関する業界別の要求事項を示した「開示要件に関する補足的なテクニカル・プロトコル」（全 581 ページ）を公表しました。

今回公表されたプロトタイプは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言における 4 本の柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）の内容を中心に構成され、このプロトタイプに基づき、ISSB は、気候関連の開示基準について検討を進め、公開草案を公表する予定です。なお、プロトタイプは、下記の項目で構成されています。

- 開示の目的及び範囲
- 企業に求める開示内容：ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標

プロトタイプは[こちら](#)（IFRS 財団のウェブサイト）

プロトタイプの補足文書（開示要件に関する補足的なテクニカル・プロトコル）は[こちら](#)（同上）

当記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年11月1日）

[【G20】G20 は IFRS 財団のサステナビリティ基準設定を支持しました。](#)

G20 首脳宣言において、グリーンで持続可能な経済及び多様性ある社会への移行促進の重要性が強調されるとともに、強固なガバナンス及び公的監視の下でのサステナビリティに係る国際的な報告基準の基礎を策定するための IFRS 財団の作業プログラムが歓迎されました。

G20 ローマ首脳宣言の仮訳は[こちら](#)（外務省のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆保険契約

（2021年11月3日）

[【DTT】保険ウェブキャスト『再保険契約に関する契約の境界線の評価』が掲載されました。](#)

当ウェブキャスト（約 26 分）では、IASB の保険プロジェクトに関する最近の動向について報告し、主に次の内容について説明しています。

- 契約の境界線の識別に関する IFRS 第 17 号「保険契約」の要求事項
- 設例及び実務上の考慮事項

当ウェブキャスト資料の日本語訳は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年11月23日）

[【EU】EU は、IFRS 第 17 号「保険契約」（年次コホートの要求事項の免除を含む）を承認する委員会規則を公表しました。](#)

EU は、IASB による同じ発効日（2023 年 1 月 1 日）の IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 17 号の修正（2020 年 6 月）を採択する欧州委員会規則を公表しました。ただし、当該規則は、契約上のサービス・マージンの損益への認識時期に関連する年次コホートに関する要求事項の適用を免除するオプションを提供しています。免除を利用する企業は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従い、重要な会計方針及びその他の説明的情報として、免除を適用している旨とどのポートフォリオに免除を適用したかなどの他の説明情報を開示する必要があります。

また、EU は、2027 年 12 月 31 日までに、IASB の IFRS 第 17 号の適用後レビューを考慮に入れ、年次コホートの要求事項の免除をレビューする必要があるとしています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆会議

（2021年11月23日）

[【IASB】2021 年 11 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。](#)

2021 年 11 月 15 日、16 日及び 19 日に開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

### ■ [動的リスク管理](#)

（暫定決定）

- 目標プロファイルの定義を「企業のリスク管理戦略との整合性を保ちつつ、現在の正味オープン・リスク・ポジションが変動し得る範囲（リスク限度）」に修正することを決定した。
- 「デリバティブを利用して、現在の正味オープン・リスク・ポジションをどの程度軽減しようとしているか」というリスク軽減の意図を導入することを決定した。
- ベンチマーク・デリバティブがリスク軽減意図を表すように要求事項を改定する。
- 金利変動リスクを軽減し目標プロファイルを達成するために、予想外の変化による潜在的な不一致を補足するための遡及的な評価と合わせて、将来に向かっての評価を導入する。
- 早期償還可能な資産の一部の指定に関して、動的リスク管理モデルの更なる改良は必要ないことに合意した。

### ■ [のれん及び減損](#)

（暫定決定）

- 企業結合から期待されるシナジーに関する定量的情報の開示を要求することを決定したが、「シナジー」を定義することはしなかった。企業結合によるシナジーが期待される時期についての説明を求めることよりも、シナジーによる便益の発現時期及びそれらの便益が期待される期間に関する情報開示を求めることを決定した。
- 取得した事業の寄与については、主に IFRS 第 3 号 B64 項 (q) における要求事項を維持することや同項の「純損益」という用語を「営業損益」に置き換え、「営業損益」は基本財務諸表プロジェクトによるものとすることを決定した。
- 財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債については、これらが負債の主要なクラスである旨を定めず、B64 項 (i) の「主要な」を削除すること等を決定した。

## ■ [基本財務諸表](#)

(暫定決定)

- 経営者業績指標の要求事項として「業績に対する経営者の見解への洞察を提供すること」及び経営者業績指標の定義として「業績に対する経営者の見解」を維持することを決定した。
- 財務諸表以外の公開情報に含まれる収益と費用の小計は業績に対する経営者の見解を示すものであるという反証可能な推定を行い、収益と費用の小計が業績に関する経営者の見解を示していないという合理的かつ裏付け可能な情報がある場合には、企業が反証可能とした。また反証を裏付ける合理的かつ裏付け可能な情報があるかどうかを評価する方法に関する適用指針を提供することを決定した。
- 経営者業績指標の定義を適用する目的で検討される公開情報の範囲を限定し、口頭でのコミュニケーション、原稿、ソーシャルメディアの投稿を排除することを決定した。
- 企業が明瞭かつ理解可能な経営者業績指標を作成するための要求事項をどのように適用するかについて明らかにする適用指針の追加を決定した。

## ■ [IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー](#)

(暫定決定事項なし)

- 審議会はスタッフに対し、適用後レビューとアジェンダ協議との関係性を含む適用後レビューの戦略案を示す文書の作成を要請した。この文書を受けて、審議会は、適用後レビューにおいてどのトピックに関する議論を進めるかを判断する。

## ■ [ワーク・プラン](#)

(暫定決定)

- IFRS 第 9 号「金融商品」の減損及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する適用後レビューの開始時期を 2022 年下半期とすることを決定した。
- IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計及び IFRS 第 16 号「リース」に関する適用後レビューの開始時期の検討を 2022 年下半期に行うことを決定した。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

なお、IASB による当会議の議事録 (IASB Update) は、[こちら](#) (IASB のウェブサイト) に掲載され、ASBJ による IASB Update の日本語訳は、[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト) に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021 年 11 月 1 日)

[【IASB】2021 年 10 月の IASB 会議の議事メモ \(DTT 作成\) が掲載されました。](#)

2021 年 10 月 25 日から 28 日にかけて開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

## ■ のれん及び減損

(暫定決定)

- 開示の場所についての概念的な検討事項として、「財務報告に関する概念フレームワーク」に基づいて、企業の経営者が企業結合から期待している便益及び経営者の目的がどの程度まで果たされつつあるのかに関する情報を財務諸表において要求可能であるとする。

## ■ 基本財務諸表

(暫定決定)

- 「関連会社及び共同支配企業」のトピックに関して以下を暫定的に決定した。
  - 公開草案の提案を修正し、持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を営業区分外に分類する提案を進める。
  - 公開草案で提案された「営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用」という小計を表示する提案は進めない。
  - 企業が行う事業と不可分の関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を不可分でない関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用と区分して識別し表示する提案は進めない。
  - 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を、純損益計算書において営業利益の後、かつ、財務及び法人所得税前利益の小計の前に記載することを要求するが、そうした収益及び費用を公開草案のように営業利益の直後に表示すべきであるとは定めない。また、このような収益及び費用を投資区分に含めるべきかどうかについての決定を、投資区分の定義を検討するまで先送りする。
- 「営業費用の分析（純損益計算書における表示）」のトピックに関して以下を暫定的に決定した。
  - 公開草案の第 70 項で示した「費用機能」法に関する限定的な適用指針を設けることを検討する。
  - 本プロジェクトの一部として売上原価のという用語の定義を開発することはしない。
  - 最低限、売上原価には IAS 第 2 号「棚卸資産」に従って計算した棚卸資産に係る費用（該当がある場合）を含める旨を説明する適用指針を設けることを検討する。
  - 純損益計算書において営業費用を性質又は機能に基づいて分析し表示することを企業に要求する提案を維持することを検討する。
  - 混合的な表示を禁止する提案を撤回し、その代わりに、比較可能性を改善し忠実な表現の達成に役立てるための適用指針を設けることを検討する。
  - 財務諸表利用者に最も有用な情報を提供するためにどの表示方法を企業使用するかを決定する方法についての適用指針を設ける提案を維持する(ただし、混合的な表示を禁止する提案の撤回に伴い指針を修正する) ことを検討する。
- 「営業費用の分析（注記における開示）」のトピックに関して以下を暫定的に決定した。
  - 純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合は、単一の注記において性質別の営業費用に関する情報の開示について、部分的なコスト軽減措置を設けることは検討しない。
  - 企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合は性質別の営業費用に関する情報の開示についての要求事項の範囲に関する決定を先送りする。
- 「減価償却及び償却前の営業損益」のトピックに関して以下を暫定的に決定した。
  - IAS 第 36 号「資産の減損」の範囲に含まれる固定資産等の減損を除外した減価償却及び償却前の営業損益の小計を定める。
  - この小計は所定の小計のリストに追加の小計を含めるのではなく、所定の小計「減価償却及び償却前の営業損益」を修正することによって行い、修正後の所定の小計の名称を「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」とする。
  - 「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」の小計の名称を「EBITDA」とすることを明示的に禁止はしないが、新基準の結論の根拠において、そのような名称が当該小計の忠実な表現となることは稀である旨を説明する。

- 「減価償却、償却及び所定の減損前の営業損益」の小計に関して追加の具体的な要求事項は定めない。

## ■ [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)

(暫定決定)

- 公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」(IFRS 第 17 号「保険契約」の修正案) の意見募集に対する回答内容について議論を行い、以下を暫定決定した。
- 分類上書きの範囲について
  - IFRS 第 17 号「保険契約」と IFRS 第 9 号「金融商品」を同時に初めて適用する場合：比較情報を IFRS 第 9 号「金融商品」について修正再表示しなかった全ての金融資産に分類上書きを適用することを認める。
  - IFRS 第 17 号「保険契約」の適用開始前に IFRS 第 9 号「金融商品」を適用している場合：IFRS 第 17 号「保険契約」の C29 項に従って金融資産の認識の中止が比較対象期間において行われていない場合には、分類上書きを当該金融資産に適用することを認める。
- 分類上書きのその他事項について
  - IFRS 第 9 号「金融商品」の減損の要求事項を比較対象期間において当該金融資産に適用されたか否かの開示を要求することを条件として、減損及び開示に関しての公開草案での提案を最終確定する。
- 2021 年末までに IFRS 第 17 号「保険契約」の修正の公表を予定する。

なお、IASB は、2021 年 12 月 9 日に、「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」(IFRS 第 17 号「保険契約」の修正) を公表している。

## ■ [IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー](#)

(暫定決定)

- 各基準が意図されたように機能していると結論を下すとともに、第 3 次アジェンダ協議の一部として 2022 年から 2026 年の作業計画を策定する間に、適用後レビューから生じたトピックを検討することを決定した。例えば、投資企業である子会社や IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の範囲に含まれない協力の取決めなどは優先順位の高いトピックとして識別されている。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

なお、IASB による当会議の議事録 (IASB Update) は、[こちら](#) (IASB のウェブサイト) に掲載され、ASBJ による IASB Update の日本語訳は、[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト) に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆ワーク・プラン

(2021 年 11 月 23 日)

### [【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析 \(2021 年 11 月の会議\)](#)

2021 年 11 月の IASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

- リサーチ・プロジェクト

- のれん及び減損：プロジェクトの方針決定を 2022 年第 2 四半期に変更（変更前：2022 年第 1 四半期）。
- 動的リスク管理：プロジェクトの方針決定を 2022 年第 1 四半期に変更（変更前：2022 年上半期）。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 11 月 1 日）

[【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析（2021 年 10 月の会議）](#)

2021 年 10 月の IASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

■ 基準設定プロジェクト

- IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」：2021 年 5 月に公表された公開草案に対するフィードバック（募集期間 2021 年 11 月 23 日まで）を 2022 年第 1 四半期に検討予定（変更前：2022 年上半期）。

■ メンテナンス・プロジェクト

- IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始—比較情報：2021 年 7 月 28 日に公表された IFRS 第 17 号の比較情報の取扱いの修正に係る公開草案の最終修正を 2021 年 12 月に予定。  
（IASB は、2021 年 12 月 9 日に、「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（IFRS 第 17 号「保険契約」の修正）を公表している。）

■ リサーチ・プロジェクト

- 共通支配下の企業結合：2020 年 11 月 30 日に公表されたディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを 2021 年 12 月に検討予定（変更前：2021 年第 4 四半期）。
- のれん及び減損：プロジェクトの方針決定を 2022 年第 1 四半期に変更（変更前：2022 年上半期）。
- IFRS 第 9 号の適用後レビュー（分類及び測定）：情報要請が 2021 年 9 月 30 日に公開され、フィードバックの検討を 2022 年上半期に予定。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

デロイトによる「経営者による説明」に対するコメントは[こちら](#)（デロイトのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution）
AASB	オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board）
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会（Association Belge des Analystes Financiers）
Accountancy Europe	欧州会計士連盟（Accountancy Europe）

AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EBI	欧州銀行協会 (European Banking Institute)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
EU	欧州連合 (European Union)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)

FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	G 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)

TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

## <お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 ([kyo.sakata@tohatsu.co.jp](mailto:kyo.sakata@tohatsu.co.jp))、小口敬 ([kei1.oguchi@tohatsu.co.jp](mailto:kei1.oguchi@tohatsu.co.jp))、

谷口智哉 ([toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp](mailto:toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp))



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.